

特別養護老人ホーム関生園 利用料金表

令和5年7月1日より

	単価	日常生活継続支援加算Ⅱ	看護体制加算Ⅰ	夜勤職員配置加算Ⅳ	栄養マネジメント強化加算	負担段階	居住費	食費	合計金額	合計金額	合計金額	合計金額
									(1割負担)	(2割負担)	(3割負担)	(1割負担)
要介護1	652	46	6	33	11	第1段階	820	300	1,868	2,616	3,364	60,901
						第2段階	820	390	1,958	2,706	3,454	63,691
						第3段階①	1,310	650	2,708	3,456	4,204	86,941
						第3段階②	1,310	1,360	3,418	4,166	4,914	108,951
						第4段階	2,006	1,445	4,199	4,947	5,695	133,162
要介護2	720	46	6	33	11	第1段階	820	300	1,936	2,752	3,568	63,275
						第2段階	820	390	2,026	2,842	3,658	66,065
						第3段階①	1,310	650	2,776	3,592	4,408	89,315
						第3段階②	1,310	1,360	3,486	4,302	5,118	111,325
						第4段階	2,006	1,445	4,267	5,083	5,899	135,536
要介護3	793	46	6	33	11	第1段階	820	300	2,009	2,898	3,787	65,823
						第2段階	820	390	2,099	2,988	3,877	68,613
						第3段階①	1,310	650	2,849	3,738	4,627	91,863
						第3段階②	1,310	1,360	3,559	4,448	5,337	113,873
						第4段階	2,006	1,445	4,340	5,229	6,118	138,084
要介護4	862	46	6	33	11	第1段階	820	300	2,078	3,036	3,994	68,231
						第2段階	820	390	2,168	3,126	4,084	71,021
						第3段階①	1,310	650	2,918	3,876	4,834	94,271
						第3段階②	1,310	1,360	3,628	4,586	5,544	116,281
						第4段階	2,006	1,445	4,409	5,367	6,325	140,492
要介護5	929	46	6	33	11	第1段階	820	300	2,145	3,170	4,195	70,570
						第2段階	820	390	2,235	3,260	4,285	73,360
						第3段階①	1,310	650	2,985	4,010	5,035	96,610
						第3段階②	1,310	1,360	3,695	4,720	5,745	118,620
						第4段階	2,006	1,445	4,476	5,501	6,526	142,831

〈負担軽減〉

- ・第1段階：住民税非課税世帯で預貯金等が単身1000万以下、夫婦2000万以下の老齢福祉年金受給者または生活保護受給者。
- ・第2段階：住民税非課税世帯で預貯金等が単身650万以下、夫婦1650万以下の前年合計所得金額+年金収入額が80万円以下の方。
- ・第3段階①：住民税非課税世帯で預貯金等が単身550万以下、夫婦1550万以下の前年合計所得金額+年金収入額が80万円超120万円以下の方。
- ・第3段階②：住民税非課税世帯で預貯金等が単身500万以下、夫婦1500万以下の前年合計所得金額+年金収入額が120万円超の方。
- ・第4段階：住民税課税世帯の方。

〈所得による負担割合〉

- ・本人が65歳以上で住民税非課税、又は住民税課税で本人の合計所得金額が160万円未満の方と64歳未満の方は1割負担となります。
- ・本人が65歳以上で住民税課税、合計所得金額が160万円以上220万円未満で年金その他合計所得金額が単身280万以上、又は65歳以上の方が2人以上いる世帯で346万円以上は2割負担、本人の合計所得金額が220万円以上で年金その他合計所得金額が単身340万以上または65歳以上の方が2人以上いる世帯で463万円以上の方は3割負担となります。

〈別途料金〉 ※2割~3割負担の方は下記料金に2~3倍の金額となります。

- ・初期加算：入所後30日に限って、上記料金に1日あたり30円加算されます。
- ・介護職員処遇改善加算Ⅰ：介護保険利用単位数に8.3%を乗じた額が加算されます。
- ・介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ：介護保険利用単位数に2.7%を乗じた額が加算されます。
- ・介護職員等ベースアップ等支援加算：介護保険利用単位数に1.6%を乗じた額が加算されます。
- ・排せつ支援加算Ⅰ：1月につき10円が加算されます。
- ・褥瘡マネジメント加算Ⅰ：1月につき3円が加算されます。
- ・科学的介護推進体制加算Ⅱ：1月につき50円が加算されます。
- ・口腔衛生管理加算Ⅱ：1月につき110円が加算されます（該当の方のみ）。
- ・認知症専門ケア加算Ⅰ：1日につき3円が加算されます（該当の方のみ）。
- ・外泊、入院された方は初日及び最終日を除く6日間は1日につき246円の自己負担、それ以降は居住費として2,006円となります。
- ・その他について、別途料金が加わる場合にご説明致します。